

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

菊川市は、豊かな自然環境と温暖な気候に恵まれ、静岡県の中西部に位置する。大都市圏に近いという地理的優位性を持ち、交通の便にも恵まれていることから、茶業をはじめとする農業などの地場産業を支える中小企業・小規模企業に加え、先進的技術を持つ多様な企業が立地し、経済発展を遂げてきた。

一方、国勢調査によると、菊川市の人口は平成12年の47,036人から平成27年の46,763人まで減少傾向にあったが、令和2年には47,789人に増加した。しかし、国立社会保障・人口問題研究所が令和2年国勢調査の結果をもとに推計した将来人口によると、今後は再び減少傾向が続き、令和12年には46,339人に減少すると見込まれている。

人口減少は、市場規模の縮小にとどまらず、生産年齢人口の減少による労働力不足を招き、企業の事業展開が制約されることで、産業活動の停滞や事業の縮小・撤退を引き起こし、景気の低迷をもたらす可能性がある。さらに、生産年齢人口の減少により個人市民税の減収が予想され、行政サービスの維持にも大きな影響を及ぼし、持続可能なまちづくりにも悪影響を与えることが懸念される。こうした状況を踏まえ、当市の産業活性化を一層促進し、雇用の場や就業機会を創出することで、定住人口の維持・拡大を図り、人口減少社会への対応を進めていく必要がある。

産業面では、工業統計調査や経済センサス活動調査によると、工業事業所数は減少傾向にあり、平成24年には199事業者あったが、令和2年には約2割減少し、156事業所となった。従業者数は平成24年に7,739人だったが、平成30年には8,817人まで増加したものの、その後減少に転じ、令和2年には8,446人となった。製造品出荷額などは令和元年まで増加し、261,315百万円に達していたが、令和2年には減少し、215,713百万円となっている。

現在も人材不足の状況が続いており、今後も市内中小企業の生産性向上を図ることで、人手不足に対応した強固な事業基盤を構築する取り組みを支援していくことが急務である。

#### (2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づき、導入促進基本計画を策定し、中小企業者及び小規模企業者の積極的な先端設備等の導入を促すことで、深刻化する労働力不足に対応し、地域経済の発展を図ることを目的とする。

これを実現するため、2年間に令和2年度の工業事業所数 156 事業所の約 20%に当たる 31 件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

菊川市の産業は、農業、製造業、サービス業と多岐にわたり、多様な業種が当市の経済、雇用を支えている。そのため、これらの業種で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画の対象設備は、菊川市内において、従業員が従事する事務所若しくは事業所を現に有する事業者又は当該事業の実施に合わせこれらの事務所若しくは事業所を新設する事業者において設置する中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電設備及び系統用蓄電設備については、経済波及効果が雇用に結びつきにくいことから、既存の自己所有工場や事務所などの敷地内に設置され、常時勤務する者がいる事業者による導入に限り対象とする。

## 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

### (1) 対象地域

菊川市の産業は、市内全域に農業、製造業、サービス業といった多岐にわたる産業が立地している。広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、菊川市内全域を対象とする。

### (2) 対象業種・事業

菊川市の産業は、農業、製造業、サービス業と多岐にわたり、多様な業種が当市の経済、雇用を支えている。そのため、これらの産業において広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画の対象業種・事業は、全業種・事業とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組や、公序良俗に反する取組、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定対象としない。

また、納期の到来した市税に未納がある場合も、認定の対象から除外する。